

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省高等教育局私学部参事官

収益事業会計に収益認識会計基準等を適用する場合の消費税等の会計処理に
ついて（通知）

平成 30 年 3 月 30 日に企業会計基準委員会から企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下、「収益認識会計基準等」という。）が公表されました。収益認識会計基準等の適用時期は、令和 3 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からとされています。

学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令 18 号）第 3 条より、学校法人の私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 26 条第 1 項に規定する事業に関する会計（以下、「収益事業会計」という。）に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従うこととされていることから、収益事業会計は、原則、収益認識会計基準等の適用を受けると考えられます。ただし、学校法人及び学校法人の収益事業会計の特性を踏まえ、収益認識会計基準等を適用する場合でも、消費税等の会計処理については下記のとおりとしますので、十分御了知の上、適切に処理されるようお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第 64 条 4 項の法人に対して周知されるようお願いします。

記

学校法人会計における消費税等の会計処理の実態や、収益事業会計が学校法人の経営に資することを目的として限定的に行われる事業に係る会計であることを踏まえ、収益事業会計に収益認識会計基準等を適用する場合でも、その消費税等の会計処理については従来通り税込方式（※）を採用しても差支えないこととする。

（※）消費税等の会計処理には、いわゆる税込方式と税抜方式があるが、税込方式とは、仕入れ等に係る消費税等を資産の取得価額又は経費に含め、売上げ等に係る消費税等を収入に含める方式をいう。

【連絡先】

文部科学省高等教育局私学部参事官付

電話：03-5253-4111（内線 2539）

メールアドレス：sigsanji@mext.go.jp